

岩手県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和3年3月26日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤 由也

- 1 指示の内容 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域 県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面
- 3 指示の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで